

第 79 回 IMO 海上安全委員会の結果概要

12 月 1 日から 10 日まで IMO 本部(ロンドン)にて標記会合が開催されたところ、その結果概要は以下の通り。

1. 強制要件の改正に関する検討と採択

(1) バルクキャリア関係

バルクキャリアの安全(海上人命安全条約(以下 SOLAS 条約)第 XII 章)については、単船側、二重船側いずれも認める条約改正案がほぼ原案通り採択された(2006 年 7 月 1 日発効予定)

なお、原案では、塗装要件を強制化することとされていたが、具体的な基準が未作成のため、今後 IMO で基準が作成され条約が再度改正されるまでの間は、各国が認める塗装基準を参照すること(非強制)とされた。

また、英国から提案のあった船体構造の強化に関する要件が新たに盛り込まれた。具体的な解釈については、今後 IACS にて作成される見込み。

(2) 損傷時復原性関係

旅客船と貨物船の損傷時復原性の調和を内容とする SOLAS 条約第 -1 章の改正案については、基本的な内容の変更なく改正案が承認された(来年 5 月の MSC80 で採択予定。)ただし、旅客船の損傷時復原性については来年 1 月の中間作業部会でさらに検討し、その結果を MSC80 に報告することとなった。

(3) IBC コード(国際バルクケミカル・コード)関係

本年 10 月の第 52 回海洋環境保護委員会で採択された IBC コードの改正案について、安全性の観点から審議し、基本的な内容の変更なく採択された(2007 年 1 月 1 日発効予定)。

2. ゴールベースの新造船建造基準 (GBS)

今次会合では、GBS の基本概念及び構成について審議が行われた。その構成は 5 段階の階層構造とすることで合意された。そのうち第 1 階層(目標)、第 2 階層(機能要件)及び第 3 階層(検証手法)は IMO で定めることとし、残りの 2 階層については、船級協会等が作成することとされた。今次会合で検討された基本概念と構成は以下の通りであるが、決定には至らず、引き続き次回会合で検討されることとなった。

(1) GBS の基本概念

GBS は、

- ・ 船舶の生涯を通じて求められる安全、環境、保安を広く包含した基準であり、

- ・ IMO, 主管庁、船級協会、その他の組織が定める規則によって達成すべきレベルであり、
- ・ 船舶の設計及び技術に関係なく、明確で、実証、検証、長期使用、実施及び達成が可能であり、
- ・ 異なった解釈を生まない程度に詳細であること

(2) 構成

(イ) 第1階層(目標)

船舶は、予想される運航及び環境条件において、適切な運航及びメンテナンスが行われた場合、設定された設計寿命の間、安全かつ環境にやさしいものであるように設計及び建造されること(全船種に適用)

(ロ) 第2階層(機能要件)

全船種を対象とするものの当面はタンカーとバルキャリアを先行して検討することとなり、設計寿命、環境条件、疲労寿命、構造強度等について検討が行われた。

3. 海事保安対策(セキュリティ)

(1) 入港前通報の内容について

SOLAS 条約第 XI-2 章及び国際船舶及び港湾保安コード(ISPS コード)に基づき、締約国政府が入港前の船舶に要求するセキュリティ関連情報の標準通報項目(船舶の名称、到着予定日、SOLAS 条約への適合状況等)が作成され、ガイダンスとして回章されることになった。

(2) 港湾保安セルフチェックリスト

我が国と米国の共同提案により、ISPS コードへの遵守状況を締約国政府や港湾施設が確認するためのセルフチェックリストが作成され、回章されることとなった。

(3) SOLAS 条約第 XI-2 章及び ISPS コードの運用・解釈について

SOLAS 条約第 XI-2 章及び ISPS コードの運用及び解釈について、各締約国政府間及び海運業界との間で共通の運用・解釈が計られることを目的として、現時点で提起された問題点等について審議された。結果は適宜ガイダンス等となる予定。

また、海運産業界における海事保安措置の向上のため、我が国の提案により各締約国政府が設定する保安レベルを IMO ウェブサイトに掲載すること、そのために必要なシステムの変更を事務局が行うことが合意された。

(4) 船舶自動識別システム(AIS)情報の公開による保安への影響

幾つかの民間会社がインターネットを通じて AIS 情報を広く提供しており、船舶の保安

を確保する上で支障が生じる恐れがあることについて各国から懸念が表明された。しかしながら、AIS 情報は一般に広く入手できる情報であるという性格を持ち、IMO においてこれらの行為を規制するための新たな法的枠組みを設けることが困難であることから、IMO 事務局長から上記民間会社に対して、情報提供にあたっての注意を促すことを求めることになった。

(参考)

採択された改正及び新規条約・規則(コード)等

条約・規則等	改正項目	内容等	発効日
SOLAS 条約	第 -1 章の改正 2 規則 定義 18 規則 水密戸及び舷窓等の構造及び初回試験 45 規則 電撃、火災その他の電氣的危険の予防手段 適用日：改正・追加項のみ 2007.1.1 以降建造船に適用	バルキヤリアの定義に XII/1.1 規則を引用 プロトタイプテスト時にのみ水圧試験を課す 10 項改正及び新 11 項追加 10 項からタンカー要件を除き、11 項に新たにタンカー要件を追加	2006.7.1
	第 章の改正 31 規則 救命艇及び救助艇	IX/1.6 に定義されるバルキヤリア(従来型：2006.7.1 以降建造)への自由降下式救命艇の強制搭載	2006.7.1
	第 章の改正 19 規則 航海装置及び機器の搭載要件 20 規則 VDR	ジャイロコンパスについて SOLAS2000 年改正で抜け落ちてしまった要件を現行条文にあわせて復帰 S-VDR 搭載適用日を追加	2006.7.1
	第 章の改正 10 規則	改正 IBC コードの表記文言の強制化文言への変更に伴い、本規則から強制化文書を削除	2006.7.1
	第 XII 章の改正 1 規則 定義 4 規則 損傷時復原性 5 規則 構造強度 6 規則 構造及びその他の要件 11 規則 積付計算機 14 規則 隔倉積み禁止	「主に乾貨物をばら積みで運搬する船舶」と変更 適用の明確化：縦通隔壁の位置が船側幅の B/5 又は 11.5m のどちらか小さい方以内(下記満載喫水線の位置において水平に計る)の場合に適用 6.2 規則 二重船側幅 6.3 規則 塗装 6.4 規則 二重船側部への貨物積載禁止	2006.7.1

		6.5 規則 構造規則の冗長性 150m 未満のバルクキャリアに 対する復原性計算機の要求 現存単船側バルクキャリアに対 する隔倉積み禁止の要件	
	付録	条約証書の検査完了日の明示様 式の変更 SC 及び SE 証書の追補(Form C、Form E)に条約改正に伴う項 目を追加(含む S-VDR、IAMSAR Manual) 原子力旅客船安全証書及び原子 力貨物船安全証書の様式改正	2006.7.1
SOLAS 88 議定 書 2000HSC コー ド	付録	SE 証書の追補(Form E)条約改 正に伴う項目を追加(含む S-VDR、IAMSAR Manual)条約 証書の検査完了日の明示様式の 変更	2006.7.1
	2 章 浮力、復原性及び区画 付属書	流体圧力を受ける浮力スペース に対する規定を追加 適合証書の検査完了日の明示様 式の変更	2006.7.1
改正 IBC コー ド	全面改正	物質の危険・毒性評価の見直し に伴う船型要件・特別要件の改 正(MEPC 52 に続き最終採択)	2006.7.1
IGC コード	3 章、10 章 付録 3 章、10 章改正部のみ 2007.1.1 以降建造船に適用	SOLAS2000 年改正 -2 章の反 映 適合証書の検査完了日の明示様 式の変更	2005.7.1
FTP コード	附属書 第 2 部 2.6 規則 等級要件	第 2 項 毒性の SO ₂ に床張り材 に対する規制値(200ppm)を追 加	2005.7.1
1994HSC 、 INF、ISM、 LL88 議定書、 66LL、BCH、		証書又は適合証書の検査完了日 の明示様式の変更	2006.7.1 66LL 未 定 BCH :

GC、SSP、OSV、SDS、DSC 各コード			2007.1.1
STCW コード	表 A-VI/2-1	救命艇及び高速救助艇を除く救助艇の資格の最低基準仕様の改正	2006.7.1